

大分県公共工事請負契約約款第 29 条 (不可抗力による損害) の取扱いについて (概要)

第 29 条の改正内容について

大分県公共工事請負契約約款第 29 条においては、工事目的物の引渡し前に、不可抗力により工事目的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具に損害が生じたときは、発注者が損害合計額のうち請負代金額の百分の一を超える額を負担することとされているところ、同条第 4 項ただし書の規定により、「災害応急対策又は災害復旧に関する工事」における損害については、令和 5 年 4 月 1 日から発注者が損害合計額を負担することとなります。

第 4 項ただし書について

同条第 4 項ただし書の規定の対象となる「災害応急対策又は災害復旧に関する工事」の具体的内容は以下のとおりとします。

- ①公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和 26 年法律第 97 号）の適用を受ける災害復旧事業（関連事業等を含む。）及び県単独災害復旧事業の対象工事。
- ②発災直後の災害応急対策等の工事。
- ③災害復旧に関する工事として発注者が認める工事。

なお、ただし書の規定の適用を受ける工事については、その旨を特記仕様書に明示することとしています。

適用時期

令和 5 年 4 月 1 日から施行します。

また、令和 5 年 3 月 31 日までに請負契約を締結している工事のうち、令和 5 年 4 月 1 日以降に工期の終期が到来するものであって、災害応急対策又は災害復旧に関する工事については、発注者と協議していただき、令和 5 年 4 月 1 日以降、第 29 条の改正規定を適用し、当該請負契約を変更するものとします。